

1. 対象家屋に関すること

Q1-1 「老朽空き家等」とは、どのような家屋ですか？

A 「空き家であって、昭和 56 年5月以前に建築されたもの又は建築された部分を含むもの」をいいます。

Q1-2 昭和 56 年6月以降に、家屋の一部を増築していますが、補助の対象となりますか？

A 昭和 56 年5月以前に建築された部分があれば対象となります。

Q1-3 「接道状況の悪い敷地上にある家屋」に該当するのですが、家屋の状態は良好です。補助の対象となりますか？

A 「接道状況の悪い敷地上にある家屋」であっても、一定の危険度のある家屋でなければ補助の対象となりません。

Q1-4 現在居住している家屋を建て替える場合も対象となりますか？

A 空き家でない場合は対象とはなりません。

2. 対象者に関すること

Q2-1 亡くなった父の名義になっている家屋を解体したいのですが、子の私が補助金を申請できますか？

A 相続人であれば申請できます。

ただし、申請者以外に家屋の権利を有する者がいる場合には、その全員の同意が必要となります。

Q2-2 入院している母の名義の家屋を解体したいのですが、子の私が補助金を申請できますか？

A 所有者に代わり事業を行う（解体事業者等と契約して除却工事を行う）場合には、家屋所有者であるお母様の同意を得た上で、補助金を申請することができます。

ただし、お母様以外にも家屋の権利を有する者がいる場合には、その全員の同意が必要となります。

また、お母様が自ら事業を行う（解体事業者等と契約して除却工事を行う）場合で、自身での申請等手続きが困難な場合には、手続きについて代行することができます。

Q2-3 市内に老朽空き家等を所有していますが、市外に居住しています。補助金を申請できますか？

A 申請できます。

なお、申請は郵送で行うこともできます。また、申請等の手続きについて代行者をたてることもできます。

3. 対象工事に関すること

Q3-1 既に解体が終わっている又は解体中の工事は、補助の対象となりますか？

A 対象となりません。

工事に着手する前に補助金の交付申請をし、交付決定を受ける必要があります。

Q3-2 家屋の一部だけを除却する工事でも、補助の対象となりますか？

A 原則として、全ての家屋等を除却して更地にする工事を対象としています。部分的に除却する工事は対象となりません。

ただし、区分所有の長屋建住宅で、その1住戸を除却する場合等は対象となる場合がありますので、ご相談ください。

Q3-3 家屋の解体と合わせて行う、ブロック塀や樹木の撤去工事も補助の対象となりますか？

A 対象となります。

ただし、家屋の解体を伴わない、ブロック塀や樹木などのみの撤去は対象となりません。

Q3-4 ブロック塀や樹木等を残すことはできますか？

A 原則として、敷地内の全てのものを除却していただきますが、残すことについて安全上やむを得ない事情がある場合はご相談ください。

Q3-5 家屋解体後の整地も補助の対象となりますか？

A 跡地の適正保全のため必要最小限な範囲であれば、補助の対象となります。

Q3-6 自分で行う解体工事は、補助の対象となりますか？

A 申請者本人が行う工事は対象となりません。

申請者と解体工事業者等との間で請負契約が交わされ、工事代金の支払いが行われたものについて、市が補助します。

Q3-7 解体工事はいつまでに行えばいいですか？

A 解体工事を含め、その後のすべての手続きを、申請があった年度内に終わらせる必要があるため、2月末までの工事完了をお願いしています。

4. 工事業者に関すること

Q4-1 工事業者は、市が指定する業者でなくてもよいですか？

A 工事業者について、市の指定はありません。

ただし、解体工事を行う業者は、「建設業法」に基づく業種（土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれか）の許可、又は「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」に基づく県知事による登録を受ける必要があります。

また、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係にある者が、役員等になっている業者が行う解体工事は、補助の対象となりません。

Q4-2 工事業者は、市外の業者でもよいですか？

A 市内業者でも市外業者でも構いません。

ただし、解体工事を行う業者は、「建設業法」に基づく業種（土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれか）の許可、又は「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」に基づく県知事による登録を受ける必要があります。

また、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係にある者が、役員等になっている業者が行う解体工事は、補助の対象となりません。

5. 補助金の額に関すること

Q5-1 複数戸ある共同住宅の場合、上限額は戸数に応じた額となりますか？

A 複数戸ある共同住宅であっても、上限額は1棟あたり50万円（居住を誘導する区域は30万円）となります。

（長屋建住宅で区分所有の場合を除く）

Q5-2 家屋と合わせて、別棟の物置も解体します。2棟あるので補助金の上限は100万円となりますか？

A 物置が家屋の付属建物である場合、上限額は50万円（居住を誘導する区域は30万円）となります。

6. 手続きに関すること

Q6-1 補助金の申請書類は、どこで入手することができますか？

A 市のホームページからダウンロードできます。

また、市役所13階の空き家活用推進課でも入手できます。

Q6-2 補助金申請等の窓口はどこですか？

A 市役所13階の空き家活用推進課です。

Q6-3 区役所でも申請等を受け付けていますか？

A 区役所では受け付けていません。市役所 13 階の空き家活用推進課へお越しください。

Q6-4 申請等の手続きは工業者に代行させることはできますか？

A 工業者やご親族など申請者以外の者に、申請等の事務を代行させることができます。

その場合、「補助金申請等事務代行届」を提出してください。

Q6-5 郵送での申請はできますか？

A 郵送でも申請できます。(事前相談については電子申請でも受け付けます)

なお、申請等の手続きについて代行者をたてることもできます。

Q6-6 家屋を2名の共有で所有しています。連名で申請すればよいですか？また、補助金はそれぞれに支払われますか？

A 代表者の方を決め、その方が事業を行い(解体事業者等と契約して除却工事を行い)、単独で補助金の申請をしてください。(費用分担等については、当事者間で事前にご協議ください。)

なお、申請にあたっては、他の共有者の方の同意書が必要となります。

Q6-7 補助申請したらすぐに解体工事はできますか？

A 申請後、市が審査を行います。交付決定後、申請者が補助事業着手届を市へ提出した後に解体工事に着手することができます。

Q6-8 工事の途中で、内容や金額に変更があった場合は、どうすればよいですか？

A まず、速やかに市の担当者へ相談してください。その後の手続きとして、補助金交付変更申請をしなければならない場合があります。

7. その他

Q7-1 どの解体業者に頼んだらよいか分かりません。業者を教えてくださいませんか？

A 市が特定の業者を紹介することはできません。

市のホームページで、市発注工事の登録業者情報を閲覧できますので、参考にしてください。

〔 トップページ > ビジネス・産業・まちづくり > 入札・契約 > 入札・契約情報(外部リンク) > 業者登録関係 > 有資格者情報(入札契約情報) > 入札契約情報 〕

Q7-2 業者を選ぶ際に、注意することは何かありますか？

A 工事費が適正であるかを確認するため、なるべく複数の業者から見積りを取りましょう。

業者の決定にあたっては、工事内容や金額等について十分検討を行い、納得できる業者を選びましょう。

Q7-3 補助金はいつ支払われますか？

A 工事終了後、申請者が解体業者に工事代金を支払い、市へ補助金請求書を提出した後に支払われます。